

## 総務民生委員長報告

総務民生委員会委員長 宅川靖次

総務民生委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第99号 鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館に係る指定管理者の指定について」ほか議案1件および請願6件であります。

当委員会は、去る12月12日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件についてはいずれも可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配布の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第99号 鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館に係る指定管理者の指定について」であります。

鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、指定管理者選定の審査結果から分かるように、選定団体においても何らかの改善点があると思われるが、それに関するモニタリングについて質疑があり、常時

連絡を取る中で改善を図っているとのことでした。また応募が少なかった理由について、説明会に参加した業者は金額面や事業の地域密着性を理由に断念した、との説明を受けました。また、指定管理者選定の審査項目に「管理経費の縮減」とあるが、運営費が指定管理料の2割にも満たない300万円程度である中、事業者に対しさらなる削減をどういったところに求めるのかとの質疑があり、キャンプや子ども会など各活動において経費削減に努めるよう指導しているとのことでした。また、今回は応募が1団体のみだったが、今後は複数の応募者から管理者を選定するという本来の流れにより競争性を確保し公平性を維持するよう要望がありました。また、指定管理者制度導入に伴い地域外の施設利用者が増加したとの説明に対し、市場・川崎児童館は遠方の堀江南地区の学童保育や児童クラブの代替えにもなっていることを市はもっと認識すべきとの意見がありました。

委員会では議案第99号について採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第100号 鳴門市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」であります。

このことについては、地方自治法の一部を改正する法律が本年8月29日に成立、9月5日に公布されたことに伴い、議会制度の見直しに関する事項の1つとして「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められるとともに、政務活動費を充てることのできる経費の範囲について条例で

定めなければならないこととなりました。これを受け、本市議会の条例においても所要の改正を行うものでありました。

委員会では議案第100号について採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。